申請はお済みですか?北海道胆振東部地震に関する支援制度

平成30年北海道胆振東部地震で被災した住宅の被害状況によって、下表のような生活再建や住宅再建への支 援制度がありますが、皆さん申請はお済みでしょうか?

いずれの制度も申請期限が近づいてきています。申請がお済みでない方は早目に申請ください(なお、いず れの制度も一度申請された方は対象になりません)。

申請方法などについてご不明な点がありましたら、下記までお問い合わせください。

り災証明書	災害義援金	被災者生活再建支援金		被災者住み替え支援金
の区分		基礎支援金	加算支援金	一部損壊住家修理金
全壊	[自己所有] 120万円 [借家] 105万円	[複数世帯] 100万円 [単数世帯] 75万円	建設・購入 [複数世帯] 200万円 [単数世帯]	新築・中古住宅購入 上限100万円 自宅修理 上限20万円
大規模半壊	[自己所有] 65万円 [借家] 55万円	[複数世帯] 50万円 [単数世帯] 37万5千円	150万円 補 修 [複数世帯] 100万円 [単数世帯]	賃貸住宅への転居 (1世帯1名) 上限7万円/月 (1世帯2~4名) 上限9万3千円/月
半壊	[自己所有] 55万円 [借家] 55万円	※大規模半壊・半壊で 解体した場合 [複数世帯] 100万円 [単数世帯] 75万円	75万円 賃 貸 [複数世帯] 50万円 [単数世帯] 37万5千円	(1世帯5名以上) 上限11万1千円/月 安平町への引越し 上限10万円
一部損壊	[自己所有] 13万円 [借家] 10万5千円	_	_	自宅修理 上限5万円
無被害	[自己所有・借家] 1 万円	_	_	_
申請締切	申請がお済みでない方 は随時ご相談ください	令和2年10月5日	令和3年10月5日	被災者住み替え支援金 令和3年3月31日 一部損壊住家修理金 令和2年9月30日
必要書類	・申請書 ・り災証明書 ・振込先通帳 ・身分証明書	・申請書 ・り災証明書 ・振込先通帳 ・身分証明書 ≪解体した場合≫ ・解体証明書 など	・建設、購入、賃借及び補修するときの契約書等の写し	・申請書 ・り災証明書 ・振込先通帳 ・身分証明書 ※その他、領収書、工事 内容がわかる書類 など
問合せ	総務課復興・生活 再建支援室 ☎ ② 2511	健康福祉課福	•	総務課復興・生活 再建支援室 ☎ ② 2511

※詳しい申請方法や様式などは、ホームページをご覧ください。